コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　SHINNIHON CORPORATION

最終更新日：2015年6月30日
新日本建設株式会社
代表取締役社長　高見克司
問合せ先：043-213-1111(代表)
証券コード：1879
http://www.shinnihon-c.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、長期にわたる安定的な企業価値の維持・向上並びに株主の皆様やお客様をはじめとするステークホルダーからの信頼の確保を経営の最重要課題と位置づけております。その実現のためには、株主の皆様やお客様をはじめ、お取引先、従業員などの各ステークホルダーと良好な関係を築くとともに、お客様に満足していただける快適な住環境の提供を通して安定的な成長を遂げていくことが重要と考えております。また、経営の意思決定の迅速化、経営監督機能の充実、コンプライアンス体制の強化など、組織体制や仕組の整備、必要な施策を実施することでコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社シンニホンコム	17,860,000	29.11
株式会社ユニオン・サイト	6,761,890	11.02
金綱　一男	3,040,716	4.96
株式会社千葉銀行	2,877,408	4.69
株式会社京葉銀行	2,383,728	3.88
BBH FOR FIDELITY LOW－PRICED STOCK FUND(PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	1,812,400	2.95
東方地所株式会社	1,500,000	2.44
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG／JASDEC／FIM／LUX EMBOURG FUNDS	1,160,000	1.89
株式会社千葉興業銀行	968,480	1.58
CBNY DFA INTL SMALLCAP VALUE PORTFOLIO	710,700	1.16

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	12 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山口裕正	他の会社の出身者								△			
高橋真司	弁護士								○			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山口裕正	○	山口裕正氏は、平成15年まで株式会社UFJ銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行)にて取締役を、平成21年まで藤和不動産株式会社(現三菱地所レジデンス株式会社)にて取締役をそれぞれ務められておりました。	長年にわたり会社経営に携われており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、人格、識見の上で当社の社外取締役として適任であると考えております。なお、当社の取引金融機関である株式会社UFJ銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行)を退社されてから10年以上、取引先である藤和不動産株式会社(現三菱地所レジデンス株式会社)を退社してから5年以上経過していることから、一般株主と利益相反の生じる恐れが無いと判断し、独立役員として選任しております。
高橋真司	○	高橋真司氏が所属する芝大門法律事務所と当社は顧問契約を締結しており、当社の訴訟代理人を務めて頂く場合があります。	弁護士としてのご経験を有し、人格、識見の上で当社の社外取締役として適任であると考えております。なお、高橋真司氏が所属する芝大門法律事務所と当社の間に取引関係がありますが、当社と年間取引金額が少額であることから、一般株主と利益相反の生じる恐れが無いと判断し、独立役員として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社では、内部監査部門として監査室を設け、当社及び当社子会社の内部監査結果について、監査役に対し報告することとしております。

また、会計監査人とは随時情報交換を行うとともに、結果報告会を開催し、会計監査人が実施した会計監査の概要及び監査結果について意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大嶋　良弘	公認会計士										△			
石山　和次郎	税理士										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大嶋　良弘	○	平成12年6月まで当社の会計監査人である朝日監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）の社員でありました。	公認会計士としてのご経験を有し、人格、識見の上で当社の監査役として適任であると考えております。なお、平成12年6月まで当社の会計監査人である朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）の社員でありましたが、退社後10年以上経過しており、一般株主との利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員として選任ております。
石山　和次郎		石山和次郎氏の重要な兼職先である石山和次郎税理士事務所と当社は、平成18年1月より顧問契約を締結しておりましたが、平成24年6月に契約を解除しております。	税理士としてのご経験を有し、人格、識見の上で当社の監査役として適任であると考えております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は、現在のところ、安定的な報酬の支給を念頭に置いて経営を行っております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

個別の取締役報酬が1億円を超えるものがいないため、個別報酬の開示はしておりません。
なお、当社の第51期（平成26年4月1日～平成27年3月31日まで）の取締役に対する年間報酬総額は142百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員の報酬等の額の決定に関する方針を定めており、その内容は、次の事項を勘案し、役員の役位・順位ごとに定めております。
1. 社員給与の最高額
2. 過去の同役位の役員の支給実績
3. 会社及び個人の業績見込み
4. 役員報酬の世間相場
5. その他

また、その決定方法は、取締役と監査役に区分して、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、以下の方法により決定しております。
1. 各取締役への配分は、取締役会において決定しております。
2. 各監査役への配分は、監査役の協議で決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】更新

取締役会の開催に先立ち、管理本部長より、社外取締役及び社外監査役に対して議題の事前説明及び主要な会議の説明を行うほか、代表取締役等と社外取締役及び社外監査役との間で、定期的に意見交換を行っております。
また、監査室を設け、監査役の業務を補佐しており、社外監査役は、監査室と月に一度情報交換を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

当社は監査役設置会社であります。社外役員として、社外取締役2名（独立役員2名）及び社外監査役2名（独立役員1名）を選任することにより、経営の監督及び監査を行っております。また、下記の各機関が相互に連携することで経営に対する監督・監査が十分に機能すると考え現体制を採用しております。

（1）取締役会
当社の取締役は、定例取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、会社の最高意思決定機関として経営方針、重要な業務執行の意思決定などの経営に関する重要事項を決定しておりますが、企業倫理、コンプライアンス及びリスク管理に関する重要課題などについても適宜審議し、企業倫理の確立とコンプライアンスの徹底に努めております。また、社外取締役2名を独立役員として選任しております。

（2）監査役会
監査役は、会社の健全な経営と社会的信頼の向上のために、取締役会などの重要な会議に出席し意見を述べるほか、当社及び子会社の業務執行面における適法性、妥当性の監査を行っております。なお、監査役会につきましては、常勤監査役2名、非常勤監査役（社外監査役）2名で構成されております。また、社外監査役のうち1名を独立役員として選任しております。

(3) 常務会
常務会は、役付取締役及び役付執行役員により構成され、取締役会の定める経営の基本方針に基づいて、経営に関する重要事項の協議を行い、あわせて内部統制並びに総合的事業計画の基本的検討を行っております。

(4) 経営会議
経営会議は、執行役員により構成され、担当業務の執行状況について報告するとともに、業務執行上の問題点について検討し、経営上重要な影響を与える事項については常務会に上申しております。

(5) 監査室等
当社では、監査室を設け、当社及び子会社の内部監査業務及び監査役会の業務の補佐を行っております。また、顧問弁護士から必要に応じて指導・助言等を受けるとともに、会計監査人である有限責任 あずさ監査法人からは、公正不偏の立場から監査を受けており、監査役と適宜連携をすることで、その監査の実効性を高めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は、経営の意思決定機能と、執行役員による業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、非業務執行取締役である社外取締役2名を選任するとともに、監査役4名中2名を社外監査役とすることで経営の監督・監査機能を強化しております。コーポレートガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外取締役2名による経営監督及び社外監査役2名による監査が実施されることにより、外部からの経営の監視機能の面では十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算公表後に実施しております。	あり
IRに関する部署（担当者）の設置	管理本部財務・企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	「ISO　14001」環境マネジメントシステム認証取得し、環境を考慮した活動に取り組んでおります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

⑴ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
1．管理本部法務室を当社グループ全体のコンプライアンスを統括する担当部署とし、「新日本建設グループコンプライアンス規程」に基づき研修等を行い、コンプライアンスの周知・徹底を図っております。
2．相談・通報体制を設け、当社グループの役員及び社員等が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、又は行われようとしていることに気がついたときは、社長及び監査役に通報（匿名も可）しなければならないと定め、会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して、不利益な扱いを行いません。
3．内部監査部門による当社グループ全体の内部監査及び社内相談等を通じて、不正の発見・防止に努めております。
⑵ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1．「リスク管理の基本方針」を定め、当社グループにおけるリスクの洗い出しを行い、特に管理すべき重要リスクを認識するとともに、管理すべき部署を定め、当該リスク管理部署が中心となってリスクをコントロールしていく体制を整備しております。
2．内部監査部門による当社グループの監査を通じて、リスクの発見・損失の防止に努めております。
⑶ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
1．定例の取締役会を毎月１回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。
2．業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度計画を立案し、全社的な目標を設定し、各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行しております。
3．日常の業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」に従い、効率的な業務執行に努めております。
⑷ 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
1．取締役の職務執行に係る文書については、「文書管理規程」に従い適切に保存、管理（廃棄を含む。）しております。
2．情報の管理については、「情報管理規程」、「個人情報保護規程」に基づき、適切に管理しております。
⑸ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
1．管理本部財務・企画部を当社グループ全体の内部統制を統括する担当部署とし、「関係会社管理規程」に基づき、適切に当社グループの管理・指導を行っております。
2．当社グループの法令、諸規則違反、不適切な取引や会計処理防止あるいは諸規程違反行為を発見是正するための措置として、当社役職員の子会社への派遣や子会社との定期的な情報交換を実施しております。
⑹ 監査役が職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役会からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
1．監査役からその職務を補助すべき使用人を求められた場合、当該使用人を置くことができるものとしております。
2．監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の要請に基づき補助を行う際は、監査役の指揮命令に従うものとしております。
3．監査役の職務を補助すべき使用人の任命、異動、考課、懲戒について、すべて監査役会の同意を得るものとしております。
⑺ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1．当社グループの取締役及び使用人は、重大な法令・定款・規定違反、不正行為及び会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告いたします。
2．当社グループの取締役及び使用人は、各監査役の要請に応じて、必要な報告及び情報提供を行っております。
3．前項の報告・情報提供としての主なものは次のとおりとしております。
ア 内部監査部門の監査結果
イ 子会社の監査結果
ウ 重要な会計方針、会計基準及びその変更
エ 業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
オ 稟議書及び監査役から要求された会議議事録
4．監査役は取締役会の他、重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができるようにしております。
5．監査役と代表取締役との定期的な情報交換会を開催しております。
6．監査役と会計監査人とが効果的に職務を分担できるよう定期的な情報交換会を開催しております。
⑻ 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該請求等を処理するものとしております。
⑼ 財務報告の適正性を確保するための体制
財務報告の適正性を確保するために必要な内部統制体制を整備しております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「新日本建設グループ企業行動憲章」において、「反社会的勢力との関係遮断」を明確にし、市民社会の秩序や安全に脅威を与える一切の反社会的勢力を排除し、あらゆる不正・不当要求行為に対しては、断固これを拒否することとしております。また、当社法務室をその責任部署とし、不正・不当要求対応研修会の開催等、有事対応体制を整備しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

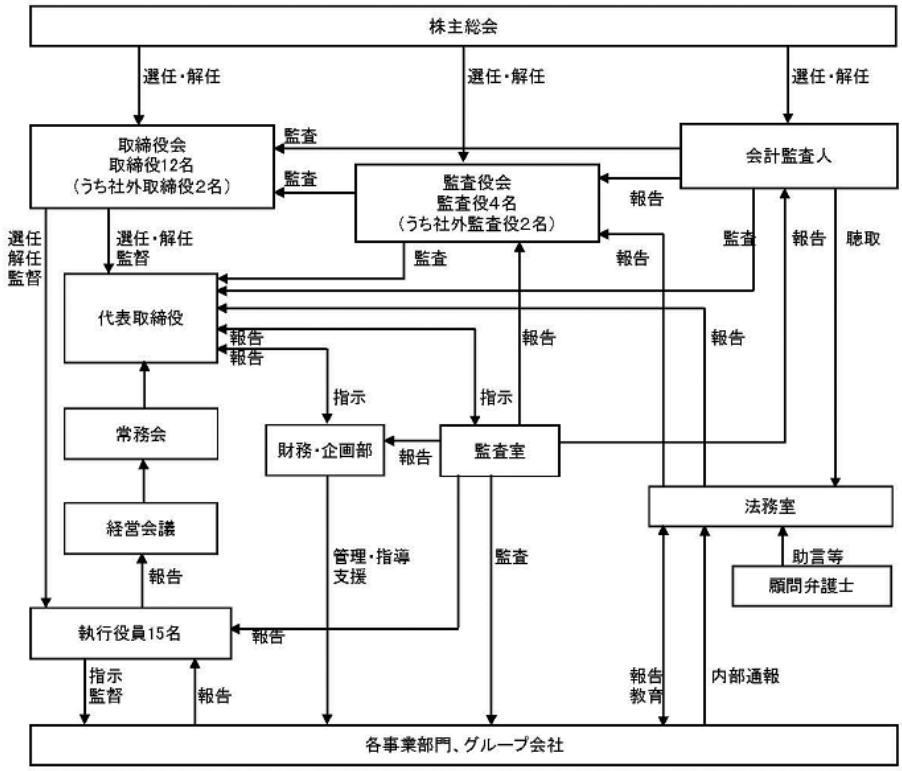

【適時開示体制の概要】

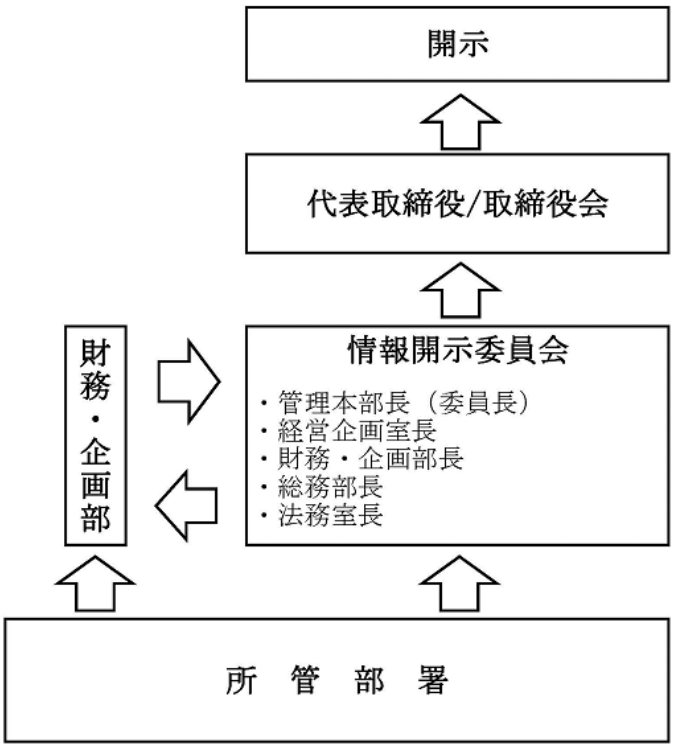
開示
代表取締役/取締役会
情報開示委員会
・管理本部長（委員長）
・経営企画室長
・財務・企画部長
・総務部長
・法務室長
財務・企画部
所　管　部　署